





## 全国町村会

# 第33次地方制度調査会が発足 ―本会からは荒木会長が委員として参画―

第33次地方制度調査会の第1回総会が1月14日、総理官邸で開催され、本会からは荒木泰臣会長(熊本県嘉島町長)が委員として出席した。

会議では、はじめに会長及び副会長の選任が行われ、会長に市川晃委員(住友林業代表取締役社長)、副会長に大山礼子委員(駒澤大学教授)を選任した。

次に岸田内閣総理大臣から「岸田内閣では新型コロナウイルス対応に最優先で取り組むとともに新しい資本主義の実現に向けてデジタル田園都市国家構想を推進している。新型コロナウイルスへの対応、デジタル化への対応が我が国の最重要課題であり、関連する地方制度のあり方について幅広い観点から議論が必要であると考えている。第1に新型コロナウイルス対応については、国・都道府県・市町村間の連携等をめくって課題も指摘をされており、感染症など個別の対応が必要な制度改正等について関係府省におい

係その他の必要な地方制度のあり方について調査審議を求める」との諮問が市川会長に対して行われた。

て検討を進めている。これを踏まえ、たうえで、コロナ後を見据えた基本的な国と地方の関係等を議論する時期にきている。第2に新型コロナウイルスを通じて距離等の壁を越え人や組織、地域がデジタル技術を活用してつながり合うデジタル社会の可能性が広く認識された。地方行政のあり方もデジタルを前提としたものへと変革していくことが求められる。これらの観点から今後の地方制度調査会においては、社会全体のデジタル・トランスフォーメーションの進展や一般の感染症対応で直面した課題等を踏まえ、コロナ後の経済社会に的確に対応した地方制度のあり方について幅広く審議いただきたい」との挨拶が行われた後、「社会全体におけるデジタル・トランスフォーメーションの進展及び新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等を踏まえ、ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から、国と地方公

続いて、金子恭之総務大臣が挨拶に立ち、「第33次地方制度調査会の発足にあたり、ただいま岸田総理より社会全体のデジタル・トランスフォーメーションの進展や新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等を踏まえ、ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から国と自治体及び自治体相互間の関係等について諮問があった。今般の感染症対応をめぐっては地域の実情を踏まえた自治体の創意工夫による対応策が国や他の地域に取り入れられる一方で、国と地方、自治体間の関係のあり方や役割分担をめぐる課題も指摘されている。また、社会全体のデジタル・トランスフォーメーション、いわゆるデジタル変革が進展するなかで地方行政のあり方についても、デジタル化と地方自治の調和を図りつつデジタルを前提としたものへと変革していくことが求められている。このように社会全体のデジタル変革を加速させ、活力ある地方を創るとともに感染症への対応を推進し

活 動



▲意見を述べる荒木会長

その一方で、コロナやデジタルの事例については、非常時や危機管理の対応であったり、早期の対応を求められるものであることから、一般的な制度化はなじむのか、どのような場合に制度化が有効なのかといった問題認識を示したうえで、「現場なら

え、今後のより良い行政対応につなげるための検討を求めた。

地方制度調査会では今後、専門の小委員会を設置して、国と地方がそれぞれ担うべき権限や、デジタル化の推進に伴う地方行政のあり方などについて具体的な検討を進め、2年以内に答申をまとめることとしている。

その後の意見交換で、荒木会長はじめに、「コロナ対策について、「希望する国民への迅速なワクチン接種」という目標に向かって、国・地方一丸となって取り組み、特に医療資源に乏しい町村では、都道府県や国の支援、他の自治体との連携協力なども活用し、頑張っている」と関連

する取組の状況を述べた。また、「現在取り組んでいる行政のデジタル化では、情報システムの標準化・共通化やマイナンバーのよ

ではの課題解決への柔軟なアプローチや、地域の実情に応じた創意工夫が制度化によって消えてしまった

次なる時代に向けた持続可能な社会基盤を確保していくことが重要である。この調査会は地方自治の発展につながる議論が行われる大変重要な場である。諮問事項について精力的にご議論いただき答申としてとりまとめさせていただきようお願い申し上げます」と述べた。

全国的に早期に整備・利活用が進むものとの理解している」と述べ、「デジタルインフラなどのネットワーク基盤の整備では、我々町村部も含め、国民へのユニバーサルなサービスを

最後に、「今後の審議検討においては、我々現場の実態や意見を聞く機会を節目節目で丁寧につくっていただくようお願いする」と述べ、意見を締め括った。

# 車両共済(保険)のご案内

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償(車両保険)」を追加する制度です。お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします。

●お見積りのご請求・お申込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください●

株式会社 千里 (取扱代理店)

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内

●ホームページアドレス <http://www.chisato-ag.co.jp>

お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください

(受付時間：祝日、年末年始を除く月～金 午前9時30分～午後5時)

TEL 0120-731-087 FAX 03-3519-7325

●「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と損害保険ジャパン株式会社とが団体契約を締結し、実施しているものです。

●団体契約としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパンの定める条件を満たす場合のみとなります。

このご案内は概要を説明したものです。詳細については、取扱代理店(千里)までお問い合わせください。

〈車両保険引受保険会社〉 損害保険ジャパン株式会社

SJ21-00628 (2021.4.19作成)



## 全国町村会

# 荒木会長が新型コロナウイルス感染症 に関して金子総務大臣と意見交換

荒木泰臣全国町村会長（熊本県嘉島町長）は、1月20日、金子恭之総務大臣、田畑裕明総務副大臣と、新型コロナウイルス感染症対策について意見交換（WEB会議）を行った。

はじめに、金子大臣が挨拶に立ち「昨年来、総務省としては、私を本部長とする、『新型コロナウイルス感染症対策等地方連携推進本部』を立ちあげ、政府の方針を伝えるとともに、皆様のご意見を伺い、関係省庁にも伝えながら、市町村をはじめとする自治体の様々な新型コロナウイルス感染症対策の取組を後押ししてきた。今年に入ってオミクロン株への感染者が急増している中、特に本日、東京の感染者は8,000人を超え、明日からはこれまでの3県に加えて、13都県でまん延防止等重点措置が講じられることになった。3回目接種のペースアップについて、11日に総理から直接指示を受けたところであり、早速このような意見交換の場を設けさせていただいた。本日は、2点お願いさせていただ

いた。まず1点目の追加接種の前倒しについては、追加接種に必要なワクチンは厚生労働省から今般の前倒しに必要な分も含め、先週お示したところである。各町村においては、特に1・2月に山場を迎える高齢者等への3回目接種の前倒しについて、ペースアップに取り組んでいただくことをお願い申し上げます。2点目の業務継続に関する緊急点検については、感染症発生時においても、各町村において住民の命や生活を維持するために必要な業務を継続するため、業務の優先順位を検討し、人員調整や在宅勤務の活用等により、組織全体として業務体制の確保を図る必要がある。業務の優先順位や、体制確保に関する点検を緊急に実施し、その結果を踏まえ、適切に対応していただくよう、14日付通知でお願いをさせていただいています。各町村におかれては、この趣旨に沿ったご対応をお願いする。今後

も新型コロナウイルス感染症対策について、皆様から現場の状況をよく伺いながら、国・地方一丸となって取り組んでいく」と述べた。

続いて荒木会長からは、「年明けからのオミクロン株の感染急拡大により、全国の感染者数が昨日は4万1,377人となり、日々過去最高を更新するなど危機的な状況が高まっている。また、昨日には、16都府県にまん延防止等重点措置が拡大されたが、このような状況の中、ワクチンの追加接種は待たなしの急務となっている。私たち町村も国と心をひとつにして、ワクチンの追加接種に全力で取り組む覚悟であるが、町村現場には様々な課題等もあるため、本日は要望も含め申し上げたい」との発言があった。

その後の意見交換の場で荒木会長は、追加接種の前倒しについて、「現在、町村においても政府の要請を受け、3回目のワクチン接種をできる限り前倒しできるよう町村長自ら先頭に立って取り組んでいるところである」と述べるとともに、「町村では医師等を確保し接種体制を整えるのに時間を要するため、比較的医療

## 活 動



▲意見を述べる荒木会長

体制が整っている嘉島町でも接種申込書の発送から接種の実施まで15〜17日程度を要する。医療過疎地においては、その体制整備がより困難になることも想定される」と町村の実情を伝えた。また、「高齢者が多かったり、積雪が多かったりする町村部では、会場の寒さ対策や会場への移動手段の確保等、住民の健康と安全に配慮する必要がある」として抱えている課題は異なる」としたうえで、全ての町村における追加接種が円滑に進むよう、それぞれの状況に応じた国・都道府県による広域的な支援を求めた。また、町村現場において追加接種を迅速・円滑に実施できるよう、国において必要なワ

クチンの確保、ワクチンの供給量や時期も含めた迅速で丁寧な情報提供を要請した。そのほか、「今回は町村においても、一定程度モデルナを使用することになるが、副反応等への不安からファイザーに予約が集中し、接種計画全体に遅れが生じることも懸念される。町村でも厚生労働省が作成したリーフレット等を活用し住民への周知に努めているが、国においても交互接種の有効性、安全性に関する情報を国民にわかりやすく説明していただくよう、広報の強化をお願いする」と述べ、国からの広報については、正確性も含め現場への影響に十分配慮していただくことや、現場の混乱を防ぐためにもマ

スコミ報道のあり方についての検討も併せて要請した。また、感染症発生時の体制を確保するための緊急点検等について、「全国町村会のルートからも本日の要請の趣旨を改めて全国の町村に周知したい。なお、人員の限られた多くの町村では、役職員が複数の業務を兼務しており、現状でも職員一人一人にかかる負担が大きくな

なっている。このような人員体制の中、役場内でクラスターが発生した場合、事前の備えはしていても行政が機能不全に陥ることも想定される」と懸念を示し、緊急時には国・都道府県からの必要な支援を求め、意見陳述を締め括った。

荒木会長の発言を受け、金子大臣は、「今お話をいただいたように、積雪が多い町村や移動手段がないところ、申し込み・発送から接種の実施まで15〜17日かかること等、それぞれ様々な課題があることから、国から一方的にお願いするということではなかなか細かく課題解決ができないため、荒木会長をはじめとした町村会の皆様方のご意見をしっかりと聞き、解決のために自治体に寄り添いながら丁寧に対応するとうことが非常に重要である」と心えるとともに、広報については、「モデルナの副反応の大きさや、ファイザーを希望する話もあることから、正確な情報を早めに的確にお届けすることが必要である。マスコミの情報はなかなかこちらから制御することはできないが、そのことも踏まえ、たうえで正しい情報を広報していく

よう関係省庁にも話をしている。何より、ワクチンの供給量や日程をしっかりと伝えることが町村において、いち早く高齢者接種を進められる方法であると思っている」と述べた。

また、機能維持に関する地方公共団体の業務継続については、「1月14日に通知を发出し、政府のガイドラインや自治体における取組事例を参考に、業務の優先順位、体制確保に関する点検を緊急に実施し、その結果を踏まえて適切に対応していただくよう自治体をお願いをした。地方公共団体におかれては感染拡大時においても必要な住民サービスが適切に提供されるようお願いしたい。総務省としても関係省庁と連携して自治体・町村支援に万全を期してまいりたい。なお、市町村の職員が庁内で新型コロナウイルスに関係して出勤が困難な状況となり当該市町村の業務継続が難しい状況になった場合には、それぞれの都道府県が適切な支援を行えるよう総務省としても必要な連携・支援を行っていききたい。本日は全国の町村において、色々な問題を抱えながらも克服するために努力いただいているということを改

めて感じた。今お話しをいただいたことも含めて、町村に寄り添い、丁寧にご意見を聞き、問題を解決するためにはどうしたらいいのか、荒木会長をはじめとした町村会の皆様方に適切なご指導をいただくようお願いを申し上げたい」と応えた。

さらに、金子大臣の発言を受け、荒木会長は嘉島町の現状に触れ、「今回のワクチン接種券の発送に15〜17日かかった。マイナンバーカードが十分に普及するとともに、インターネットで申し込みができれば早く接種することが可能となる。また、第1弾として、住民3、200人に接種券を発送したところ、ファイザーの希望者が圧倒的に多かった。我々としても、安心して交互接種をしていただけるようにPRしていくが、国からもモデルナが安心して接種できるということを発信していただきたい」と要請した。

次いで金子大臣から、「岸田総理も仰っているが、交互接種の安全性・有効性については、国民に丁寧に説明していきたい。また、マイナンバーカードの交付枚数がようやく

5、000万枚を超え、普及率は約40%となっている。今後、マイナンバー制度の第2弾も含めて、来年度中には希望する全ての国民がマイナンバーカードを取得できるように努力をしてまいりたい。全国町村会の役員会等でもマイナンバーカードの有効性について周知をお願いしたい」と発言があった。

最後に、田畑副大臣が「本日は、極めて的確に、また具体的なご発言をいただき感謝申し上げます。今後、全ての町村の皆様方に対してしっかり気配りをして、不安のないような接種体制となるよう心を寄せて取り組んでまいりたい」と述べ、会合を締め括った。

### ◎ 町村週報ご購読のご案内 ◎

「町村週報」を毎号ご自宅や職場にお届けいたします。ご購読を希望される方は、はがき、FAXまたはEメール (kouhou@zck.or.jp) にて、全国町村会広報部までお申し込み下さい。

★年間購読料1、500円(送料込み)

★請求書を送付いたしますので、折り返しお振り込み下さい。

## 町村専用ページ「町村.com」をご覧ください

<http://www.zck.or.jp/choson/>

全国町村会では、全国の町村との連携を密にし、町村長と町村職員のみなさんの情報収集の利便性を向上させるため、町村専用ページ「町村.com」を開設しています。

「町村.com」では、全国町村会の活動状況や中央省庁などの政策情報を随時ご提供しているほか、全国の町村の先進的な取り組み事例をはじめ、各種統計資料など様々なデータも公表しています。

私どもは、「町村.com」が町村関係者にとって真に役立つホームページとなることを目指し、これからも充実をはかっていきたいと考えています。ご覧になったご感想・ご意見を、下記のメールアドレスにお寄せください。



[kouhou@zck.or.jp](mailto:kouhou@zck.or.jp)

- ・「町村.com」は、町村関係者の方だけがご利用いただける専用ページです。ご覧になる際は、所定のパスワードが必要になります。
- ・ユーザー名とパスワードは、各町村にお知らせ済み(平成18年9月27日付)ですが、お問い合わせは、全国町村会広報部(kouhou@zck.or.jp)までお願いいたします。

## 活 動



## 全国町村会

# 荒木会長が新型コロナウイルスワクチンの追加接種 に関して堀内ワクチン接種推進担当大臣と意見交換

荒木泰臣全国町村会長（熊本県嘉島町長）は、1月21日、堀内詔子ワクチン接種推進担当大臣と、新型コロナウイルスワクチンの追加接種について意見交換（WEB会議）を行った。

はじめに、堀内大臣が挨拶に立ち「オミクロン株の急激な拡大により2回にわたって前倒し接種を依頼させていただいた。自治体の皆様方には接種体制等へのご協力に感謝申し上げます。都道府県には早急に各市町村にどのくらい配送するのか、具体的なスケジュールや個数をお示しするようにお願いしているところである。また配分量の通知がなされていないという町村があったら、荒木会長から当方にご連絡いただければ、各都道府県に、より早くお知らせするよう要請する。モデルナについては、1月24日から配送することになってきたが、想定より一週間ほど早く配送を始めていただけたことができた。今回、ワクチン約1、600万回分のうち250万回分で、少ない量ではあるが、1月17日の週に配送していただけることになった。接種会場について、国から各都

道府県に対し、大規模接種会場の開設、市町村間による広域調整もお願いしているところである。モデルナについてはこれからお届けするところであるが、どうしても1・2回目にファイザーを接種された場合、3回目もファイザーを希望する方が多くいる。モデルナもmRNA（メッセンジャーRNA）なので、安全性と免疫がしっかり確保できるというところについてはファイザーと変わらないので、その点については地元住民の方々に対して発信していただきたい。国もしっかりと広報してまいりたい。また関連して、モデルナの安全性について自身がビデオメッセージ([https://www.youtube.com/watch?v=C2i6w\\_v0Zv4](https://www.youtube.com/watch?v=C2i6w_v0Zv4))を制作したので、例えば地元のケーブルテレビなどで放送していただけたらありがたい。お願い事はばかりで恐縮であるが、皆様方に一刻も早くワクチンの接種を行っていただけたらう努めたい」と述べた。

続いて荒木会長からは、「年明け

からのオミクロン株の感染急拡大により、全国の感染者数が昨日は4万6,016人となり、日々過去最高を更新するなど危機的な状況が高まっている。16都県にまん延防止等重点措置が適用され、さらに8道府県に適用対象が拡大される見通しであり、徹底した感染の抑制に向けて、ワクチンの追加接種は待ったなしの急務となっている。私たち町村も国と心をひとつにして、ワクチンの追加接種に全力で取り組む覚悟であるが、町村現場には様々な課題等もあるため、本日は要望も含め申し上げたい」との発言があった。

その後の意見交換の場で荒木会長は、追加接種の前倒しについて、「現在、町村においても政府の要請を受け、3回目のワクチン接種をできる限り前倒しできるよう町村長自ら先頭に立って取り組んでいるところである」と述べるとともに、「町村では医師等を確保し接種体制を整えるのに時間を要するため、比較的医療体制が整っている嘉島町でも接種申込書の発送から接種の実施まで15、17日程度を要する。医療過疎地においては、その体制整備がより困難になることも想定される」と町村の実情を伝えた。また、「高齢者が多かつ

たり、積雪が多かったりする町村部では、会場の寒さ対策や会場への移動手段の確保等、住民の健康と安全に配慮する必要がある、町村によって抱えている課題は異なる」としたうえで、全ての町村における追加接種が円滑に進むよう、それぞれの状況に応じた国・都道府県による広域的な支援を求めた。また、町村現場において追加接種を迅速・円滑に実施できるよう、国において必要なワクチンの確保、ワクチンの供給量や時期も含めた迅速で丁寧な情報提供を要請した。そのほか、「今回は町村においても、一定程度モデルナを使用することになるが、副反応等への不安からファイザーに予約が集中



▲意見を述べる荒木会長

していること、現場の混乱を防ぐためにもマスコミ報道のあり方についての検討も併せて要請した。また、5〜11歳の小児へのワクチン接種について、オミクロン株の感染がワクチン未接種の子どもにも拡大する中で、今般子ども用ファイザーワクチンが特例承認され、3月から接種が開始される見込みであるとし、「まずは対象となる子どもや親がワクチン接種の有効性と副反応に関する理解を深め、接種が進められるよう、国からの適切な情報発信が必要である」と強調したうえで、「町村部においては、小児科医が極めて少ない、あるいはいないため、打ち手の確保が大きな課題となつて

し、接種計画全体に遅れが生じることも懸念される。町村でも厚生労働省が作成したリーフレット等を活用し住民への周知に努めているが、国においても交互接種の有効性、安全性に関する情報を国民にわかりやすく説明していただくよう、広報の強化をお願いする」と述べ、国からの広報については、正確性も含め現場への影響に十分配慮

している。近隣自治体の小児科医や町村内の内科医などにも協力要請をしているが、調整が難航し確保の目途がたっていない町村も見られる。接種が近づくにつれ、このような課題はさらに顕在化してくると思われるため、国から医療団体に對し協力要請を行っていただくようお願いする。また、小児のワクチンは12歳以上向けのワクチンと種類が異なるため、その取扱や接種方法、副反応への対応等、一般の接種に比べ医師・看護師等への負担がかかることから、医療機関から国が示している接種単価への上乗せ要求も今後の懸念事項である。仮にそのような状況になった場合には、その分が自治体の負担とならないよう、国において必要な措置を講じていただくことを厚生労働省等にもお伝えいただきたい」と要請し、意見陳述を締め括った。

荒木会長の発言を受け、堀内大臣は、接種を進めるうえで町の町村ならではの課題に對して理解を示し、「小児科医がいない町村が小児接種を行う場合は、広域での対応やアドバイス等を県に對して要望しているところである」とし、また、接種単価の上乗せについては、「小児科医の方々からも要望いただいているが、国で

災害対策に  
役立っています！

## 災害対策費用保険制度をご活用ください

近年、自然災害が増加し、毎年多くの避難指示等の発令がなされていますが、発令の約9割以上が災害救助法の適用にいたっていません。未適用となり、住民の避難のために発生した費用は、すべて自治体の財源で賄わなければなりません。その財政負担を軽減するのが、「災害対策費用保険制度」です。

保険料は普通交付税措置されていますので、想定外の自然災害に備え、ぜひ本制度をご活用ください。



### ◎応急救助等にかかる費用が対象

(災害救助法の適用を受けた災害は対象外)



### ◎新型コロナウイルス対策費用も対象

(感染症対策としてホテルを借りる費用、マスク・消毒液等の費用)

・補償内容の詳細は「町村.com」をご覧ください。

(<https://www.zck.or.jp/choson/>)

・加入の申し込み、お問い合わせはお近くの都道府県町村会までご連絡ください。

活 動

負担することは難しい状況であるため、このような要望があったということはきちんとお伝えしておきたい」と述べた。

さらに、マスコミの報道については、マスコミ報道のコントロールはなかなか難しいことから、「私どもが発信することが最終的な決定事項であると捉えていただきたい」と求めた。

そのほか、小児接種について、「しっかりと専門家がその安全性と効果について徹底的に話し合っているから最終的な決断を下すことになっているが、ワクチンが届くのが2月であるため、接種開始は3月になる予定である」と述べた。

さらに、堀内大臣の発言を受け、荒木会長は嘉島町の現状に触れ、「今回第1弾として、住民3,200人に接種券を発送したところ、ファイザーの希望者が圧倒的に多かった。我々としても、安心して交互接種をしていたるようにPRしていくが、国からもモデルナが安心して接種できるということを発信していただきたい。また、今回のワクチン接種券の発送に15〜17日かかった。マイナンバーカードが十分に普及するとともに、インターネットで申し込

みができるれば早く接種することが可能となる」と強調したほか、国産ワクチンへの支援や、不活化ワクチンの早期の承認について要請した。

最後に、荒木会長の発言を受け、堀内大臣は、マイナンバーカードの普及の重要性を述べるとともに、「ワクチンを外国からの輸入に頼っていることから供給が不安定になっているため、しっかりと国産ワクチンの開発に予算を活用して支援していきたい」と述べた。



# 町村生協の火災共済

確かな安心を！  
いつでも申し込み可能！

## ■ 火災共済

火災、落雷、破裂・爆発、建物外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊、風災、水災又は雪災により建物・動産に損害が生じた時に、共済金を支払う制度です。  
臨時費用共済金、残存物取片づけ費用共済金、失火見舞費用共済金も共済金に加算して支払います。

**掛金(年額) 3万6000円**

[建物24,000円(400口×60円)・動産12,000円(200口×60円)]

**最高 6000万円の補償**

[建物4000万円・動産2000万円]

[風災、水災又は雪災の場合、共済金支払限度額は450万円]

※火災共済金+風水雪害特約共済金(火災共済契約 建物4000万円・動産2000万円の場合)

※火災共済に付加する制度のため、上記補償の場合、実際にお支払い頂く金額は36,000円(火災共済分)と30,000円(風水雪害特約分)の計66,000円となります。  
風水雪害特約のみの加入は出来ません。

## ■ 風水雪害特約

火災共済に任意に付加して加入する制度で、風水雪害により建物・動産に損害が生じた時に、損害復旧費用(再取得価額)の1/2を共済金として支払います。  
なお、支払限度額は火災共済金(風災、水災又は雪災)と風水雪害特約共済金を併せて3,000万円となります。  
臨時費用共済金、残存物取片づけ費用共済金も共済金に加算して支払います。

**掛金(年額) 3万円で**

[建物20,000円(400口×50円)・動産10,000円(200口×50円)]

**最高 3000万円の補償**

[建物2000万円・動産1000万円]

**※加入の申込、お問い合わせはお近くの都道府県町村会までご連絡ください。**

全国町村職員生活協同組合のご案内 (<http://www.zcss.jp/>)

- この組合は町村等職員であればどなたでも組合員になることができます。
- 火災と自動車の共済事業を行っており、町村等職員の安定した生活に寄与してまいりました。
- 協同組合ですので、営利を目的としておりません。掛金は低く設定しており、さらに決算時に剰余金が発生した際には、割戻金としてお返しいたします。
- 組合員になるためには出資金が必要です。組合員は退職後も共済事業を終身利用できます。

# 令和3年度地域力創造施策について④

## ～地域活性化起業人(企業人材派遣制度)について～

総務省地域自立応援課課長補佐 菊地 信果夫

### 1 はじめに

人口減少時代に入っている我が国において、地域活性化を成し遂げていくための担い手をどのように確保していくのか、すなわち、人材の地方回帰をどのように推進していくのかは、とりわけ過疎・高齢化が急速に進行している地方部においては、重要な課題となっている。

このため、総務省は、「地域おこし協力隊」や、今年度創設した「地域プロジェクトマネージャー」の推進を図っているところだが、多様な人材の地方回帰を進めていく観点からは、企業人材の方々に地域活性化に力を貸していただくことも重要である。

都市圏に所在する企業等の社員が、地域独自の魅力や価値の向上につながる業務に従事することは、地方自治体にとって、例えば、マーケティング技術を活かした観光客の誘客や地域特産品の販路開拓、企業のノウハウを活かした地域中小企業支援や、中心市街地活性化の実施、専門的知識を活かしたデジタル化の推進など、企業で培われた人脈やノウハウを活かしながら、地域活性化の取組を効果的・効率的に展開するこ

とができるため、有効な方策と考えられる。また、企業にとっても、社員の人材育成や地方圏との人的交流のみならず、企業における社会貢献を新しい形で果たすとともに、経験豊富なシニア人材への新たなライフステージの提供などにもつながる。

これらを踏まえ、総務省として、より幅広い観点から、地域を起す企業人材の仕組みとして、今年度から従来の「地域おこし企業人」を刷新し「地域活性化起業人制度」として積極的な推進を図っているところであり、本稿において、その経緯等も含めて紹介することとしたい。なお、文中意見にわたる部分は私見であることを予めお断りしておく。

### 若手企業人 地域交流プログラム

資料1

大都市圏の企業に勤務する若手企業人が、一定期間(1~3年間)地方の自治体に派遣され、地域独自の魅力や価値の向上につながる業務に携わることにより、地方の元気づくりを推進するとともに、地方と大都市圏の交流の架け橋となる人材として将来的な活躍を期待。

**派遣対象者** 三大都市圏内に本社機能が所在し、全国的に事業を展開している民間企業の入社概ね3~5年の社員

**受入市町村** 定住自立圏に取り組む市町村(周辺市町村を含む)等原則として異業種2名1組で派遣  
※三大都市圏内の民間企業・官公庁から人材の派遣を受けている市町村は、1名のみの受入であっても対象とする。

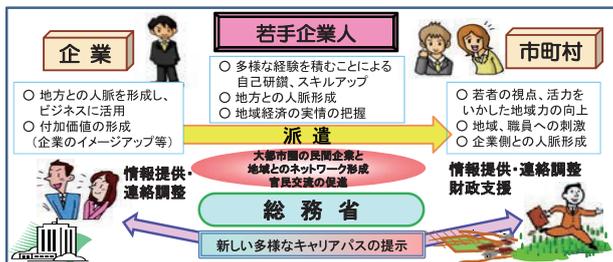
**派遣期間** 1~3年程度

**財政支援措置** 若手企業人を受け入れる自治体の財政負担に対して地方財政措置(1名あたり特別交付税350万円)を講じる。

#### 若手企業人派遣自治体(12団体、20名)

受入市町村	派遣元企業	開始年度
旭川市	あいおいニッセイ同和損保【富士通】	25-
八戸市	NEC・リクルート	24-
石巻市	よしもとクリエイティブ・エージェンシー・富士通	25-
秋田市	西武鉄道・近畿日本ツーリスト	24-
飯田市	【ローソン】・(官公庁)	24-
いなべ市	近畿日本ツーリスト・(官公庁)	24-
彦根市	JTB・NEC	25-
豊岡市	日立製作所・楽天トラベル	25-
洲本市	近畿日本ツーリスト・(官公庁)	25-
高松市	リクルート・(官公庁)	25-
延岡市	リクルート・野村證券	24-
鹿屋市	ぐるなび・あいおいニッセイ同和損保	24-

※ 企業名の【 】表示は地方財政措置の対象外



### 2 若手企業人地域交流プログラム

地域活性化起業人は、その施策としての根っこを「若手企業人地域交流プログラム」及び「シニア地域づくり人」、そしてそれらが合流した

政 策

「地域おこし企業人交流プログラム」に遡ることができる。以下、それぞ

若手企業人地域交流プログラムは、大都市圏の企業に勤務する若手企業人が、一定期間(1~3年間)地方の自治体に派遣され、地域独自の魅力や価値の向上につながる業務に携わることにより、地方の元気づくりを推進するとともに、地方と大都市圏の交流の架け橋として将来的に活躍する人材となることを期待し、平成24年度に開始されたものである(資料1)。総務省は、市町村が若手企業人を受け入れた際の派遣された若手企業人の給与や活動費等も含めた財政需要について、市町村に対して一人あたり350万円を上限に特別交付税措置を行うという仕組みであった。

受入れ可能市町村は、「定住自立圏に取り組む市町村」とされたが、その理由としては、平成20年に策定された「定住自立圏構想研究会報告書」において、「大都市圏から地方圏への人材交流を促す取り組み等に対して支援を行う」とされたため、その観点から定住自立圏において本プログラムを実施するものとされたためである。

また、派遣される者については、

若手の企業人として概ね入社3年から5年目の者が想定され、かつ、原則として異業種2名1組で派遣することとされた。これは、異業種の組合せにより新しいものを生み出す創発効果を期待するとともに、異業種の企業同士の交流、ネットワークづくりにも資するのではないかと、また、派遣される企業人としても、単独での派遣よりも複数での派遣の方が心強く、地域での孤立防止にもつながるのではないかと考えたためである。

3 シニア地域づくり人

地域おこし協力隊は、隊員の約7割が20代・30代の若い世代であり、これに加えて若手企業人地域交流プログラムが開始されたことにより、逆に、シニア人材が地域に入り、自身の経験やスキルを活かしながら地域づくりや地域の活性化に活躍することの重要性もクローズアップされることとなった。

そこで、総務省において、平成25年度に「シニア地域づくり人」に関する調査研究事業(モデル事業)を実施することとした(資料2)。この事業は、三大都市圏内に本社機能がある民間企業等に勤務する概ね40歳以上60歳未満の、専門的なスキ

ルや幅広い人脈をもったシニア人材が、1~3年程度の期間、地方において地域づくり活動、地域の課題解決、公益性の高い事業等に従事し、魅力ある地域づくりを行うことで地域の元気を創造するとともに、実務経験の豊かなシニア人材の新たなライフステージの発見につなげるもの。

受入れ可能市町村は、「定住自立圏に取り組んでいる市町村」及び「条件不利地域」(を有する市町村)とされ、自治体とシニア世代をマッチングする仕組みについての提案募集を行い、6団体が採択された。各団体には、一団体あたり

「シニア地域づくり人」について

資料2

三大都市圏内に本社機能がある民間企業に勤務する専門的なスキルや幅広い人脈をもったシニア人材が、1~3年程度の期間、地方において地域づくり活動、地域の課題解決、公益性の高い事業等に従事し、魅力ある地域づくりを行うことで地域の元気を創造するとともに、実務経験の豊かなシニア人材の新たなライフステージの発見につなげるもの。

対象者 三大都市圏内に本社機能がある民間企業に勤務する概ね40歳以上60歳未満の専門的なスキルや幅広い人脈をもった実務経験が豊かな人材

活動地域 ①条件不利地域 ②定住自立圏に取り組む市町村(周辺市町村を含む)等

期間 1~3年程度

平成25年度はモデル事業(国費)として実施
自治体とシニア世代をマッチングする仕組みを調査、研究
・事業額等
1団体あたり(モデル事業実施地方公共団体)
500万円上限(年額)×5団体程度
※500万円の内訳=350万円(報償費等)+150万円(活動費)

地域での課題とニーズ
⇒事業の立ち上げ、組織的ノウハウの欠如

- (例)
・組織体制の構築
・収支の見直し
・情報発信
・関係者との調整
・地域資源の発掘

地域のニーズとシニア人材をマッチング

活動例: 観光協会専務理事等

シニア人材の存在(都市部)

⇒スキル、ノウハウ、人脈等を活用したい。
⇒退職後のやりがいを探したい。

事業実施団体(6団体、6名)

事業実施市町村	人材派遣企業等
秋田県山形市	(株)ANA総合研究所
滋賀県高島市	(株)トビムシ
兵庫県養父市	(一社)宝塚メディア図書館
高知県四万十市	(株)ANA総合研究所
佐賀県伊万里市	(株)近畿日本ツーリスト九州
長崎県五島市	(株)JT九州

500万円を上限に事業に要する経費(国費)が交付されることとなったが、積算としては、シニア人材の報償費等が350万円、活動費が150万円であった。

政 策

4 地域おこし企業人交流プログラム

これら2つの施策はそれぞれ着実に実績を残した。若手企業人地域交流プログラムについては、平成24・25年度で12の自治体に20名が派遣され、観光、環境、農業など様々な分野で、企業人が自ら事業企画を立案して実施し、行政だけでなく民間の関係者からもこうした企業人の活動に対し高い評価を得ることができた。また、シニア地域づくり人についても、6自治体に6名が派遣され、観光、環境分野において活躍していただいた。

一方で、若手企業人地域交流プログラムについてさまざまな課題も見えてきた。まず、年齢要件(入社後概ね3年から5年)や派遣元企業の要件(①三大都市圏の区域内に本社機能が所在する民間企業であること、②全国的に事業を展開していること、③本プログラムの趣旨に賛同し、中長期的に全国各地の受入市町村へ若手企業人を派遣する意向を持っていること)が厳しく、派遣社員の確保が困難という声があった。また、受入れ可能市町村が「定住自立圏に取り組み市町村」に限定されているが、シニア地域づくり人と同

様、条件不利地域を有する市町村においても企業人材のニーズはある。さらに、派遣された企業人の人脈やノウハウを活かせるよう、企業人が主体となって発案・実施する事業に要する経費についても財政措置が必要ではないかという気づきもあった。

そこで、若手企業人地域交流プログラムを発展的に解消して、自治体と企業が協力して地方への新しい人の流れをつくることを支援するため、民間企業人材の能力を自治体で発揮する制度を新たに創設することとし、平成26年度から「地域おこし企業人交流プログラム」を開始した(資料3)。

これは、受入れ市町村と派遣元企業との間で企業人の派遣に関する協定を締結し、当該協定に基づき、企業人は市町村で業務に従事することにも、受入れに要する経費を市町村から企業へ負担金等の形で負担する仕組みである。この際、派遣される企業人は企業の社員としての身分を有したまま市町村で活動することとなっており、派遣に際してのハードルを下げている。総務省は、受入れ市町村に対して、企業人の受入れに要する経費等を対象として特別交付税措置を行うものである。

派遣元企業の要件は、①三大都市圏に所在する大企業(資本金1億円超)であること、②本プログラムの趣旨に賛同し、社員をおおむね1年以上3年以内の期間、受入自治体に派遣できることと、若手企業人地域交流プログラムに比してシンプルなものとする。また、受入れ可能市町村について、「定住自立圏に取り組み市町村」に加えて「条件不利地域を有する市町村」も対象とするなど、拡充を行った。さらに、特別交付税措置についても、従前の「企業人の受入れに要する経費」(350万円/人/年を上限)に加え、新たに「企業

人が発案・提案した事業に要する経費」(100万円/年を上限、措置率0.5)も対象とすることとした。その後、平成27年度に、協定の締結等に係る旅費などの「企業人の受入れ前に要する経費」(100万円/

地域おこし企業人交流プログラム 資料3

○ 地方公共団体が、三大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かし、地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらうプログラム。

- 対象者** 三大都市圏に所在する企業等の社員  
※三大都市圏に本社機能を有する企業等については派遣時に三大都市圏に勤務することを要しない
- 活動地域** ①定住自立圏に取り組み市町村(中心市及び近隣市町村)  
②条件不利地域を有する市町村

**期 間** 6月～3年

- 特別交付税措置**
  - 企業人の受入の期間前に要する経費  
上限額 年間100万円(措置率0.5)/団体  
(派遣元企業に対する募集・PR、協定締結のために必要となる経費)
  - 企業人の受入の期間中に要する経費  
上限額 年間560万円/人  
(派遣元企業に対する負担金等)
  - 企業人が発案・提案した事業に要する経費  
上限額 年間100万円(措置率0.5)/人

**実 績**  
※特別交付税ベース

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
企業人数	22人	28人	37人	57人	70人	95人
受入団体数	17団体	25団体	32団体	50団体	56団体	65団体

**【地域における企業人の活動事例】**  
(ICT分野)  
○ICTを活用した高齢者生活支援・アクティブシニア活躍支援・健康増進事業  
(観光分野)  
○観光分野の専門知識や経験をいかし、観光連携組織(DMO、観光協会等)との連携によるインバウンド対策・着地型旅行商品の開発・閑散期の誘客対策(シティブロモーション)  
○営業の専門知識や人脈と経験をいかし、地域ブランドを大都市圏でPRし、販路を拡大(エネルギー分野)  
○再生可能エネルギーの専門知識をいかし、新産業及び地域雇用を創出

**民間企業** **社会貢献マインド**  
人材の育成・キャリアアップなど  
⇒ 民間企業の新しい形の社会貢献  
⇒ 多彩な経験を積ませることによる人材育成・キャリアアップ

**自治体** **民間のスペシャリスト人材**  
を活用した地域の課題解決へのニーズ  
⇒ 民間企業において培った専門知識・業務経験・人脈・ノウハウを活用  
⇒ 外部の視点・民間の経営感覚・スピード感覚を得ながら取組を展開

政 策

年を上限、措置率0.5)も特別交付税措置の対象とし、平成28年度には、派遣元企業の資本金要件を撤廃するとともに企業人の派遣期間の下限を1年から6か月へ短縮するなど随時のマイナーチェンジを行いつつ、開始初年の平成26年度の22人・17団体から、平成30年度には70人・56団体へと、地域おこし協力隊ほどの爆発的な伸びではないものの、堅調に取組が広がっていったところである。

そんな中、元々「若手企業人地域交流プログラム」としてスタートし、入社後概ね3年から5年の若手社員を財政措置の対象としていたことから、企業人の給与見合いの市町村負担に対する措置(企業人の受入に要する経費に対する措置)について350万円/人/円としていたところ、平成29年度に実際に派遣された企業人(57名)の平均勤務年数は約20年、平均年齢は45歳程度となっており、350万円を超える分について市町村の負担が大きくなっていったことから、上限額の引き上げ要望もあつたところである。そこで、民間給与実態調査の水準等も参考に、令和元年度から、企業人の受入に要する経費に対する措置について、560万円/人/年へと上限の大幅

な引き上げを行った。

この引き上げや、コロナ禍による都市部からの地方回帰の流れも追い風に、令和元年度には95人・65団体、令和2年度には148人・98団体へと拡大を見せている。

5 地域活性化起業人 (企業人材派遣制度)

こうして拡大を見せてきた地域おこし企業人交流プログラムであるが、潜在的なニーズはもっとあるものと考えており、そうしたニーズに確実に対応していくため、今年度から「地域活性化起業人(企業人材派遣制度)」として名称も新たにリニューアルを行った(資料4)。具体的には、受入れ可能市町村について、三大都市圏外の市町村であれば基本的に受入れ可能とする地域要件の見直しを行うとともに、「地域おこし」という名称から想像されるような活動だけでなく、より幅広い地域活性化に向けた取組に活用可能であることを明確にするために名称を変更し、施策の位置づけをしなおしたところである。

また、市町村のニーズに的確に対応していくため、定期的に(四半期に一度)市町村の起業人募集情報を照会してとりまとめ、総務省のウエ

ブサイトで公開する(注1)とともに、当該情報を経済団体等へ提供することも今年度から始めている。さらに、金融庁の実施する「地域企業経営人材マッチング促進事業」との連携も、今後進めていくこととしている。

**地域活性化起業人(企業人材派遣制度) 資料4**

○ 地方公共団体が、三大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらい、地域活性化を図る取組を特別交付税措置により支援。

**対象者** 三大都市圏に所在する企業等の社員(在籍派遣)  
※三大都市圏に本社機能を有する企業等については派遣時に三大都市圏に勤務することを要しない

**受入団体** ①三大都市圏外の市町村  
②三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村 } 1,429市町村

**活動内容(例)** 地域活性化に向けた幅広い活動に従事

○観光振興	○地域産品の開発・販路拡大	○ICT分野(デジタル人材)
○地域経済活性化(中小企業のハンズオン支援)	○中心市街地活性化	等

**特別交付税措置** ○派遣元企業に対する負担金など起業人の受入に要する経費 上限額 年間560万円/人  
○起業人が発案・提案した事業に要する経費 上限額 年間100万円(措置率0.5)/人  
○起業人の受入準備経費 上限額 年間100万円(措置率0.5)/団体  
(派遣元企業に対する募集・PR、協定締結のために必要となる経費)

**期 間** 6か月～3年

**実 績**

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
企業人数	22人	28人	37人	57人	70人	95人	148人
受入団体数	17団体	25団体	32団体	50団体	56団体	65団体	98団体

年代	20代	30代	40代	50代	60代
企業人数	16人 (11%)	43人 (29%)	33人 (22%)	48人 (32%)	8人 (5%)

※特別交付税ベース

総務省 地域自立応援課  
中村事務官 島内事務官  
(連絡先) 03-5253-5391

注1: [https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/ichi\\_gyousei/c-gyousei/bunken\\_kaikaku/02gyosei08\\_0310070.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/ichi_gyousei/c-gyousei/bunken_kaikaku/02gyosei08_0310070.html) から「地方公共団体の募集状況(令和3年度～)」を参照。

# 町村

# ご当地キャラじまん

Vol.87

東  
ブ  
ロ  
ッ  
ク

特産品だけじゃない!

文化・歴史を身にまとして観光大使!!

ご当地自慢の美味しいものや伝統行事を身にまとい、  
体を張ってPRしているご当地キャラたちを紹介するコーナーです。  
今回は、東ブロック(北海道・東北・関東)からピックアップ。



五霞町公式イメージキャラクター  
ごかりん



年齢・性別不明だが、春生まれらしい。無口で、おっとりした性格。みんなを喜ばせたり、楽しませたり、元気つけることが得意。道の駅ここに行けば会えるかも。

茨城県五霞町  
ごかまち

五霞町の人気者「ごかりん」のアプリが2021年9月30日に「ごかりんクラブアプリ」としてスタートしました。このアプリは、町民だけでなく町外の方も会員(五霞町のファン)になります。

アプリでは、町のイベント情報や災害・緊急情報などが受け取れるほか、クエスト(探求)やアンケート、SNS・レポートへの投稿などでポイントを獲得することができ、貯めたポイントを使って、五霞町の特産品などが当たる抽選に参加することもできます。また町公式ホームページ「ごかまじ」にも連携していますので、町の旬な情報を収集することも可能です。このアプリを通して、「人」と「人」を「ごかりん」がつなぎ、多くの方に五霞町に興味を持ってもらい、好きになってもらいたいと、「ごかりん」は張り切っています。

小笠原村観光局 宣伝部長

おがじろう

東京都小笠原村  
おがさわらむら



1968年6月26日(小笠原返還日)生まれ。小笠原生まれ、小笠原育ちのザトウクジラ。南洋踊りとウクレレが得意。サングラスのせいで「ちよいとワル」風に見られがちだが、実はすごく優しい。

小笠原村の観光振興のために誕生した「おがじろう」。小笠原の「おが」と誕生日の26日から「じろう」を取って名付けられました。名前は純和風ですが、自分のことを「me(ミー)」と呼ぶなど、少し英語が混ざる話し言葉が特徴です。小笠原と内地(本土)を行き来する生活を送っていますが、多くのの人に村をアピールするために、最近はおがじろうの内地にいて、東京都港区の竹芝桟橋で週に1回程度「おがさわら丸」のお見送りをしています。音楽好きで、作詞作曲もしますが、「ラブソングに限る」が口癖だったり、小笠原の強い紫外線から目を守るためにかけているサングラスも、実は「かわい目」を隠すためだったり、という意外な一面も。これからは「おがじろう」は、大好きな小笠原から遠く離れた内地で、観光PRに励んでいきます。

丹波山村マスコットキャラクター  
タバスキー



1997年10月生まれ。好奇心旺盛な24歳。行く場所によって体の色が変わる。趣味は街灯から村を見下ろすこと。地球から遠く離れた星で生まれ、UFOに乗って丹波山村にたどり着き、住みついたらいい。

山梨県丹波山村  
たばやまむら

丹波山村公認のマスコットキャラクター「タバスキー」は、村名の頭文字「丹」をモチーフにしており、その形がUFOのようにも見えることから、代表的なUFOの形「アダムスキー型」をもじり、「丹波山が好き」ということから、「丹波好き」と短くして、「タバスキー」となりました。姿形がかわいいと村内外老若男女から大人気で、丹波山村をアピールするために大活躍しています。特に、村外から訪れる人の目を引くのが、村内のあちこちの街灯の上に乗っている「タバスキー」のオブジェ。2009年に街灯をLED化した際に、それまでの村の鳥「コマドリ」と交代したのだとか。「道の駅たばやま」では、公式グッズも販売されていて、日ごろから村民にとって身近な存在の「タバスキー」。これからは、村の知名度向上や観光振興のため、活躍が期待されています。

今回は、中ブロック(北信・東海・近畿)からご紹介します

※「ごかりんクラブアプリ」は、Google PlayまたはApp Storeから「ごかりん」で検索してダウンロードできます。

# 令和4年度 市町村アカデミーの研修計画

市町村職員中央研修所(市町村アカデミー)では、地方自治の振興に資するため、市町村職員に対する高度で専門的な研修を実施しています。令和4年度は、社会経済情勢の変化や市町村のニーズを踏まえて、研修のさらなる充実を目指します。多くの皆様のご受講をお待ちしております。

## 1 基本的な考え方

- (1) 専門的な知識の習得に加えて、受講者同士の意見交換・情報交換を効果的かつ十分に実施するため、宿泊を伴う集合研修を実施します。
- (2) 講義や課題演習等の時間を十分に確保し、研修効果を高めるため、研修期間は5～11日間を基本とします。

## 2 全体の構成

区分	科目例	実施回数
専門実務課程	「法令実務」、「住民税課税事務」、「管理職を目指すステップアップ講座」、「住民協働による地域づくり」、「災害に強い地域づくりと危機管理」等	76回
特別課程	「市町村長特別セミナー」、「市町村議会議員特別セミナー」等	10回
巡回アカデミー	※広域研修機関と連携して、専門実務課程の研修を3日間程度に凝縮して実施	2回
	計	88回

## 3 令和4年度の新設科目

- (1) 住民生活の利便性を向上させるとともに、行政運営の質を高めるため、デジタル化に係る研修を実施します。  
「行政のデジタル化の推進（6/20～24）」、「教育現場のDX（12/12～16）」
- (2) 人口が減少する時代において、地域が抱える課題を解決し、魅力を高めるため、まちづくりに関する研修を実施します。  
「人口減少時代の都市計画（7/25～8/2）」、「空き家対策の推進（6/27～7/1）」
- (3) 自立的かつ戦略的に行動できる職員を育成するため、人事・人材育成に関する研修を実施します。  
「管理職の必須知識講座（5/11～13）」、「フォロワーシップによる組織づくり（10/24～28）」
- (4) 最新の社会経済情勢を踏まえて、効果的に政策立案を進めるため、政策企画に関する研修を実施します。  
「政策の最先端（5/11～13）」、「少子化社会への対応（R5/3/6～10）」

※ マスクの着用や手洗い、受講者同士の距離の確保に加え、換気や消毒を徹底するなど、新型コロナウイルスの感染防止対策を講じた上で研修を実施します。

※ 令和4年度の研修は、令和4年3月上旬から、WEB又はFAXでお申し込みいただけます。

### 【お問い合わせ】

公益財団法人全国市町村研修財団 市町村職員中央研修所(市町村アカデミー)

〒261-0025 千葉県美浜区浜田1丁目1番地 研修部：043(276)3126 / FAX：043(276)5251

ホームページ <https://www.jamp.gr.jp/>

随 想



令和3年7月26日、徳之島を含む奄美大島、沖縄島北部及び西表島が国内で5ヶ所目となる世界自然遺産に登録されました。

日本国土の僅か0.07%しか面積を持たない徳之島が世界自然遺産に登録された背景には、数多くの奇跡の中で生き残ってきた固有種の存在が挙げられます。

時代をさかのぼること、約1、200万年〜約2000万年。かつて、徳之島を含む琉球諸島はユーラシア大陸や日本本土と陸続きでした。その後、沖縄トラフやフィリピン海

プレート沈み込み等の大規模な地殻変動により、大陸と切り離され現在の島々に分かれていきました。

大陸に残った種は上位捕食者の存在によりその多くが絶滅しましたが、徳之島においては、生態系の頂点に君臨する生きものがネコ科などのスビードに長けた生きものではなく、獲物を待ち伏せながら捉えるハブであったことも、多くの生きものたちが生き残った所以とされています。

また、海面の上昇などによる環境変化では、奄美大島と徳之島においては、標高600mを超える高い山々が存在したことで、アマミノクウサギをはじめとする多くの生きものたちが種の絶滅を逃れることができたと言われています。

島の基盤となる地層は、北部と南部で大きく異なっており、北部には古希花崗岩を中心とした1億年前後の古い層が広がるのに対し、南部は琉球石灰岩層を中心とした新しい時代の岩石が分布します。特に、南部の土壌は強酸性で粘土状をなしています。

このように変化に富んだ地質と高山を持つ徳之島は、それぞれの環境に合わせて植生も豊かでハツシマカンアオイのような世界中でもこの島で見られない固有種も多く見られます。また、徳之島を南限または北限とする植物も多く見つかります。

おり黒褐色の毛で覆われており、体長は約40cm、一般的にウサギに比べて耳が短いことが特徴で、森林での生息環境に適合するように手足は短く、急な山道を登れるよう爪がよく発達しています。

ウサギと聞くと多産のイメージがありますが、アマミノクウサギは1回の出産で1〜2頭だけ子どもを産みます。子育て専用の巣穴を作り、猛毒のハブから我が子を守るため巣穴の入り口を土で固め、2日に1度の授乳の時にだけ、巣穴を掘りおこし約30分かけて巣穴を隠します。

我が子を大事に子育てするクウサギの姿は、多くの人を魅了しています。

**自然の中で育つ豊かな心**

日本が世界に誇る自然環境を守るにあたり、住民一人ひとりが高い意識を持った持続可能な社会の形成に向けては、地域に暮らす私たち人間と環境との関わりを学び、より良い環境の創造のために主体的に行動できる人材を育成する教育・学習が重要だと認識しています。

ICT・IoTでの遠隔教育やプログラミング教育に注力するとともに、子どもたちがさまざまな価値観を持つて進むべき道を選択できるよう、各種分野の教育環境の整備を図り、外海離島と言うハンディを抱えながらも、聞いたことがない、やったことがない、感じたことがないから生まれる弱みを払拭しています。

また、学校教育における総合的な学習の時間を活用した地域の自然環境に関する学習を取り入れ、身近に暮らす生きものとの関係性や種の多様

性を学び、環境との繋がりを意識できる子どもを育成するとともに、子どもたちの環境保全活動に対する自主性を高めています。

**黒糖から見える奄美群島の歴史**

サトウキビによって作られる黒糖。その誕生は古く1、600年代初期にまでさかのぼり、中国の福建省から持ち帰った製造技術によって生産が行われるようになりました。

江戸時代、奄美群島は薩摩藩の支配下に置かれていました。藩による取立ては非常に厳しく、米や野菜の畑はサトウキビ畑に変わり、黒糖の生産に向けた過酷な重労働を強いられました。薩摩藩は奄美群島で生産される黒糖販売の収益を用いて大砲や弾薬を製造し、軍備の増強を図りました。薩英戦争や明治維新等の華やかな歴史の裏には、奄美群島民の支えがあったことが窺い知れます。

第二次世界大戦後、奄美群島は一時アメリカ軍の統治下となりました。奄美群島と日本本土の物流が制限される中、黒糖は島民にとって貴重な収入源となりました。

1953年、奄美群島が日本に返還されると、政府は奄美群島の振興支援策として酒税法を改正し、米麴の使用を条件に奄美群島のみでの黒糖焼酎の生産を認めました。

以降、黒糖と黒糖焼酎は奄美群島の特産品となり、長い歴史が生んだ産物となりました。

先人たちが繋いだ自然や文化を絶やすことなく、次の世代に引き継ぐことが今を生きる私たちにとつての責務だと実感しています。